

京都市教育長訓令甲第6号

事務局

学 校

京都市立小学校及び中学校の主任等の設置に関する取扱規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市教育長 在田正秀

題名中「及び中学校」を「，中学校及び小中学校」に改める。

第1条中「京都市立小学校，中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則」を「京都市立小学校，中学校，小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則」に，「及び中学校」を「，中学校及び小中学校」に改め，同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この訓令において「小中学校」とは，京都市立義務教育学校条例により設置する義務教育学校をいう。

第2条第1号イ中「の本校」を削り，「分校」を「小中学校」に改める。

附 則

この訓令は，平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)